

平成26年

第3回市議会定例会 議案第16号

函館市火災予防条例の一部改正について

函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 避難管理（第44条～第51条）」を

「第6章 避難管理（第44条～第51条）」

第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第51条の2・第51条の3）」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 屋外催しに係る防火管理
（指定催しの指定）

- 第51条の2 消防長または消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。
- 2 前項の規定により指定催しを指定しようとする場合においては、函館市行政手続条例（平成8年函館市条例第32号）第13条第2項に定めるもののほか、その催しについて当該催しを主催する者から指定催しとしての指定の求めがあるときは、同条第1項の規定は、適用しない。
- 3 消防長または消防署長は、第1項の規定により指定催しを指定した

ときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第51条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用および危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、または危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第54条第6号において「露店等」という。)および客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡および避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、消防長または消防署長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防長または消防署長に提出しなければならない。

第54条第6号中「露店、屋台その他これらに類するもの」を「露店等」に改め、「(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)」を削る。

第57条に次の1号を加える。

(4) 第51条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火

災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第58条を次のように改める。

第58条 法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人または人に対しても，同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には，その代表者または管理人が，その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか，法人を被告人または被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は，平成26年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては，改正後の第51条の2および第51条の3の規定は，適用しない。

（提案理由）

多数の者の集合する屋外での大規模な催しを主催する者に対して，防火担当者の選任，火災予防上必要な業務に関する計画の作成等を義務付けることとするため